


**子ども・若者  
関連情報**
**離乳食講習会(試食あり)**

日 6月27日(木)午後1時30分対令和6年1月~2月生まれの初めての子どもがいる、初めて受講する方対20人(申し込み先着順)ID1003426申問場5月22日(水)から、電話または直接、健康推進課(376)9177へ

**多摩市ファミリー・サポート・センター会員募集・説明会**

日 6月8日(土)午後1時30分~3時場関戸公民館第3学習室定10人(申し込み先着順)保育3人(1歳6ヶ月以上。申し込み先着順)ID1012750申問5月22日(水)から、電話で、多摩市ファミリー・サポート・センター(357)5105、URLhttps://famisapo.tama.jp/へ

**緑の探検隊第2回「身近な植物からアロマウォーターを創ります!」**

日 6月30日(日)午前9時30分~正午場鶴牧西公園みどりの家対小学生(要保護者同伴)対5人(申し込み先着順)¥1,500円(材料費込み)講師峰岸久雄氏(環境カウンセラー)ID1011

572申問5月22日(水)から、電話または直接、グリーンライブセンター(375)8716へ

**高校・大学進学のための「受験生チャレンジ支援貸付」の申し込み受け付け中!**

申し込みには初回相談(予約制)が必要です。

**●学習塾等受講料貸付金**

種類学習塾・各種受験対策講座・通信講座の受講費用(学習塾などに要件あり)対・上限金額中学3年・高校3年=20万円

**●受験料貸付金**

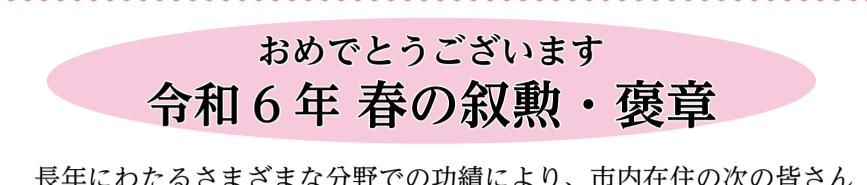
種類高校(特別支援学校高等部・高専を含む)および大学(短大・専修学校・専門職大学・各種学校を含む)の受験料対・上限金額中学3年=2万7,400円、高校3年=8万円

**[共通事項]**

申込期限令和7年1月31日(金)備考世帯収入(所得)・資産・債務の状況などの要件あり。高校・大学などへ入学した場合は返済免除(要申請)。窓口開設時間は祝日を除く月~金曜日午前9時30分~午後4時30分ID1003108問福祉総務課(400)0868

**夏のボランティア体験2024!**

日 7月25日(木)~8月31日(土)場市内・


**おめでとうございます  
令和6年春の叙勲・褒章**

長年にわたるさまざまな分野での功績により、市内在住の次の皆さん  
が受章されました。(敬称略・順不同)

- 瑞宝中綬章=服部 敏也、南塚 隆夫
- 瑞宝小綬章=内山 美生
- 瑞宝双光章=中澤 敬
- 藍綬褒章=城所 久夫、清澤 正人
- 瑞宝双光章(危険業務従事者叙勲)=大久保 登
- 瑞宝单光章(危険業務従事者叙勲)=近藤 正男

近隣の福祉施設・児童館・ボランテ

ィア団体など対小学生以上(18歳未満は要保護者同意)¥350円(ボランティア保険代)備考申し込み方法などの詳細は、多摩市社会福祉協議会URLhttps://tama-shakyo.jp/natubora2024 参照問多摩ボランティア・市民活動支援センター QRコード(ヴィータ)(373)6611・FAX(373)6629


**障がい者  
関連情報**
**登録手話通訳者・登録要約筆記者・失語症会話パートナー募集**

個人の依頼から市主催の講演会まで、幅広い分野で活動する方を募集

します。

日 6月29日(土)報酬活動時間により支給備考審査あり[6月29日(土)に市役所で20分程度の面接]。応募用紙は公式ホームページに掲載(市役所1階障害福祉課でも配布)。詳細は参加者に通知ID1011669申問6月12日(水)必着の、郵送または直接持参で、障害福祉課(338)6903・FAX(371)1200へ

区分	対象
手話通訳者	市内在住の満20歳以上で、手話通訳士または手話通訳者全国統一試験に合格しており、登録後に活動ができる方
要約筆記者	満20歳以上で、全国統一要約筆記者認定試験に合格しており、登録後に活動ができる方
失語症会話パートナー	満20歳以上で、東京都失語症者向け意思疎通支援事業養成カリキュラムの必修科目を修了または同程度の技能があり、登録後に活動ができる方

**令和6年4月から**
**事業者による「合理的配慮」の提供が法的にも義務化されました!**

市は、令和2年7月に施行した「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」に基づき、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまち(共生社会)を目指し、取り組みを進めています。

障害によって生じる困りごとを話し合うことで解決する「合理的配慮」の提供については、市では条例により国に先行して事業者による提供を義務化していますが、令和6年4月からは障害者差別解消法の改正により法的にも義務化されました。

事業者の皆さんには、社会のバリアをなくすための「合理的配慮」の提供に際し、次の助成制度の活用やさまざまな取り組み事例などを踏まえた対応をお願いします。

**●事業者による合理的配慮の提供促進に係る助成制度をご利用ください**

店舗のバリアフリー化や、障がいのある方とのコミュニケーションツール作成などにご活用ください。

対市内の物販店舗・飲食店・サービス店舗(不特定多数の方が利用する、原則として、面積が200m<sup>2</sup>以下の店



段差解消スロープの設置

舗)内工事の施行[助成限度額30万円(補助率4/5)]、物品の購入[助成限度額10万円(補助率4/5)]、コミュニケーションツール作成・購入[助成限度額3万円(全額補助)]利用の流れ  
①相談・申請(市に事前相談が必要)  
②購入・工事(物品の購入や工事の実施)  
③市への実績報告④市に助成金を請求  
詳細はこちらID1003024▶

**●市役所の合理的配慮の提供・改善事例をご紹介します**

事業者による合理的配慮の提供の参考としていただくため、市役所の合理的配慮の提供・改善事例を公式ホームページに掲載しています。

「わかりやすい情報発信」「障害特性に応じた窓口対応」「利用しやすい公共施設」「誰もが安心して参加できるイベント」「障がい当事者の参画」

に分類し、それぞれの取り組み事例をご紹介していますので、QRコードぜひご覧ください。

詳細はこちらID1010470▶


**●合理的配慮の提供とは**

事業者や行政機関などに、障がいのある方から社会の中にあるバリア(社会的障壁)を取り除くための申し出があった際には、対話をを行うことで、負担が重すぎない範囲で対応を行う必要があります。

**ポイント①ルール・慣行の柔軟な変更**

「合理的配慮」の内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なるため、個々の場面ごとに柔軟に対応を検討する必要があります。

**ポイント②意思疎通への配慮**

本人の意思を十分に確認し、相手に合った形でのコミュニケーション方法を選びましょう。

**ポイント③物理的環境への配慮**

段差などの物理面でのバリアを解消し、障がいのある人もない人も安心して生活できるような環境を整えましょう。

**ポイント④建設的対話**

社会的なバリアを取り除くために必要な対応について、障がいのある方と対話を重ね、共に解決策を検討していきましょう。

**●困ったときの相談先**

「合理的配慮」の提供について、障がいのある方から申し出があった際に、どのように対応すればよいか迷っている場合は、障害福祉課へご相談ください。

ID1014625問障害福祉課(338)6847・FAX(371)1200